

長野県市長会「知事との懇談会」会議録

平成 28 年 11 月 25 日（金）
午後 1 時～午後 2 時 57 分
ホテル国際 2 1 3 階 「千歳」

1 開 会

（市川事務局長）

皆様、こんにちは。

定刻となりました。ただ今から、市長会と知事との懇談会を開会させていただきます。

しばらく進行を務めます市長会事務局長の市川でございます。よろしくお願いたします。

本日の懇談会でございますが、市長会の各部会から提案されました項目につきまして懇談を行いたいと思います。時間でございますが、午後 3 時には終了したいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

2 会長挨拶

（市川事務局長）

では、はじめに三木市長会会長から御挨拶をお願いいたします。

（三木会長）

皆さん、こんにちは。

本日は、市長各位におかれましては、定例会に引き続き阿部知事との懇談会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、阿部知事におかれましては、大変、公務御多忙のところ、御都合をつけていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

阿部知事におかれましては、長野県と市町村とにおける対等・双方向の関係を深める中で、「県と市町村との協議の場」、また、知事要望活動等々、これまでも折あるごとに、意見交換会を実施していただいております。共通あるいは広域的な課題に対し、県と市町村が協働して取り組んでいることにつきましては、非常に大きな成果と認識しており、感謝している次第でございます。

例えば、長野県、長野県市長会、長野県町村会における、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」では、県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、三者が一体となって迅速かつ的確な支援を行うこととなって

おります。今年の熊本地震では、効率的・効果的・迅速な対応ができました。各県の市長各位と話す機会がありますが、県と市町村とが一体となってこのような支援チームを設置している都道府県は、私の聞いている限りではないということでもあります。感謝を申し上げますとともに、これからもまたこのような形で意見交換ができればと思っております。

この懇談会は、阿部知事と県内 19 市の市長各位が自由な立場で闊達な意見交換をすることによりまして、今後の県政運営に反映させていただくとともに、それぞれの地域の発展を図ることを目的として、毎年、開催しております。本日は、既に四つの部会で県の関係部課長各位と意見交換をいたしました議論を基に、部会ごとに当面の課題として選定いたしました提案・要望事項につきまして、阿部知事のお考えをお聞きし、各市長との意見交換を行うこととしております。

今朝の信濃毎日新聞では、積極的な課題解決のために地域振興局の条例が提案されたということですが、「新しい酒は新しい革袋に盛れ」、ヨーロッパでは「新しいぶどう酒は新しい革袋に」とぶどう酒ということになっておりますけれども、新しい思想や内容を表現するには、それに応じた新しい形式、組織が必要だと思っております。地域振興局という新しい組織で、課題発見・解決型の組織として、さらなる長野県地域の発展につながることを期待しております。

県と市がともに知恵を出し合い、地域の発展が実現できますよう、県と市の役割分担、そして各市が行うべきことを明確にし、前向きで積極的な意見交換をお願いし、併せて有意義な懇談会となりますよう、お願いを申し上げます。

簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

3 知事挨拶

(市川事務局長)

続きまして、本日、公務御多忙の中、御出席いただきました阿部知事様から御挨拶をお願いいたします。

(阿部知事)

改めまして、こんにちは。

本日は、市長会の皆様方とこうした懇談の場を設けていただきましたこと、大変ありがたいと思っております。ぜひ率直な意見交換の中で、各市が抱えている課題と私も県の課題の方向性を共有して、一緒になって取り組んで進んでいく、そのような形でいきたいと思っております。

挨拶の時間をお借りして、私の今の県政の立場での問題を少しお話しさせていただきます。

まず、はじめに、今、三木会長からもお話いただきましたが、現在、11月定例県議会が開会中ではありますが、地域振興局の設置に関する条例案を提案させていただいております。県議会ですべて御議論いただくことになるわけではありますが、私の思いは、非常に長野県は県土が広い、そして、それぞれの地域の多様性が豊かな県であります。そのような中で、やはり地域の実情に合った課題解決、あるいは、市町村をはじめ関係の皆様方と一緒に地域を振興を図っていく上では、やはり現地機関を中心として、総合的に物事に取り組める体制を強化していくということが重要だと思っております。

私どもには、地方事務所、それから建設事務所、保健福祉事務所等、いろいろな現地機関があるわけではありますが、市町村の皆様方へのアンケート等を拝見すると、やはり今の地方事務所がもっとリーダーシップを発揮してほしい、あるいは、もっと地域の中に入ってほしいという声をいただいております。

今回、地域振興局を設置して、局長は、組織的には知事・副知事直属の組織にしていきたいと思っております。そのような意味では、市町村長の皆さんの思いを局長がしっかり共有して、それを私であつたり副知事であつたりに対し、今まで以上に迅速に伝えてもらう体制にしていきたいと思っておりますし、また、これは予算のところでの議論にもなりますけれども、今まで以上に局長が差配できる、自分の責任権限で使える予算も強化をしていきたいと思っております。

また、今、地方事務所は事実上の調整業務は行っておりますけれども、いわゆる明確な形で、横断的な課題については統括・調整権限を局長に付与していきたいと。今、恐らく市町村など地域の皆様方が抱えている課題というのは、地方事務所、建設事務所、あるいは保健福祉事務所、それぞれの事務所で対応できるものももちろんあると思っておりますけれども、しかしながら、横断的に取り組まなければいけない課題が多いのではないかと思います。そのような意味では、局長にはこうした横断的な課題についての統括・調整権限を付与することによって、私と同じような立場で市町村長の皆様方の課題であつたり、これから進むべき方向性について共有をしながら、一緒に進んでいく体制にしていきたいと思っております。

地域振興局は、私の思いは、県の組織でありますけれども、ぜひ、市町村の皆様方に最大限扱ってもらう組織にしていきたいと思っておりますし、その意味では、これまで以上に市町村との人事交流をより活発にしていきたいと。地域振興局にも市町村からの職員もお迎えをして、また、私ども県からも市町村にこれまで以上に職員を派遣して、ぜひ、県と市町村が地域の課題については同じような目線で取り組んでいくようにしていきたいと思っております。これから県議会での御議論になるわけですが、そうした思いで設置を目指しておりますので、どうか各市長の皆様方には御理解、御協力いただければと思っております。

それから、新しい総合5か年計画の策定に着手をいたしております。三木会長にも

御参画いただきました総合計画審議会を先般開催いたしまして、現在の「しあわせ信州創造プラン」の次の総合計画について諮問をさせていただいております。「しあわせ信州創造プラン」は来年度が最終年度ということになりますので、まだ来年の予算編成を通じて、「しあわせ信州創造プラン」が掲げている目標については、できる限り実現を目指して取り組んでいきたいと思っています。

しかしながら、行政の継続性もありますし、また、社会環境も大きく変化をしていく中で、次の計画について今のうちから計画を検討した上で、平成30年度からは新しい計画の下で、新しい県政の方向付けをして県政を進めていきたいと思っています。新しい総合計画においても、市町村の皆様方のお考えを、十分、私も承りながら策定していくということが大変重要だと思っていますので、ぜひこの点についても御協力をいただければと思っています。

それから、三木市長からもお話がありました「県と市町村との協議の場」ですが、去る21日に12回目の「県と市町村との協議の場」を開催いたしました。そこでのテーマは、「子育て支援戦略の改定について」ということが主テーマでありました。子供の貧困問題等に取り組む上では、県と市町村の連携・協力が他の分野にも増して極めて重要だと思っています。ワーキングチームを作って一緒になって検討していく体制を整えましたので、各市長の皆様方からいろいろな問題提起をいただいたり、あるいは方向性についても御意見、御指導をいただく中で、ともに子育て支援の強化に向けて取り組ませていただきたいと思います。

併せて、その場合、県と市町村の事務のあり方についても検討を深めていきたいと考えております。これまで県から市町村への権限移譲を行ってきました。そうしたことも、これから必要なものについては着実に進めていくことが必要だと思っておりますが、逆に、県の立場として市町村の事務を一部補完するというようなことも、これからはますます重要になってきているのではないかと考えております。

「県と市町村との協議の場」では、一つ具体的な話として、人工内耳を装着している方に対する財政的な支援の話させていただいたわけですが、例えば、人工内耳が必要な子供は生まれてくる子供たちの0.1パーセント程度だと言われています。0.1パーセント程度ということは、長野県の出生数から見ると年間十数人程度であります。十数人程度の子供たちに対しての事務を基礎自治体である市町村で考えると、年間一人いるのかいないのかという状況でありまして、このようなものについては、私はより県がもっと深くコミットしていく必要があるのではないかと、少し問題提起もさせていただいております。

県と市町村の権限のあり方、あるいは協力関係のあり方というのは、長野県のように多くの市町村を抱えている地域にとっては、非常に重要なテーマではないかと考えておりますので、こうした点についても皆様方の御意見と御議論をいただければと思っています。

併せて、「県と市町村との協議の場」開催日の午前中に、教育委員会で教育についての懇談会を新しく作らせていただきました。これは、特に義務教育の分野においては、県であれば知事と教育委員会、市町村でも市町村長と市町村教育委員会が、それぞれの権限で予算の部分や教育内容の部分などを分担しているわけでありますけれども、やはり子供たちを中心に考えたときに、県と市町村、それから首長と教育委員会が問題意識を共有して検討し、方向を定めていくことが重要だと思っております。

そのような意味で、四者の代表者が集まった懇談の場を、これも他の県では、ほとんどこうした取組はまだ行われていないのではないかと思いますけれども、新しく設置させていただきました。教育行政については、教育委員会の権限は権限として尊重しながら、地域の発展、これからの地域の活性化にとって、人づくり、教育は極めて重要な分野だと思っておりますので、ぜひこうした分野についても、皆様方と一緒に取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

それから、最後にもう一点、「信濃美術館の整備について」であります。午前中に県民文化部長からも概要を御説明させていただいたかと思いますけれども、先週 18 日に基本構想を策定し、信濃美術館の改築・改修に入っていこうという方針を決定させていただきました。建築、開館から 50 年を経過する中で、いろいろな地域のニーズに応えづらい状況になってきています。施設も老朽化し、バリアフリー化もできていないという、さまざまな課題がある中で改築していこうと思っております。

今回の信濃美術館については、県民の皆様方と対話をしながら、設計段階から県民の皆様方の思い、声を反映するようにしていきたいと思っておりますし、もちろん、今後の運営についても県民の皆様方の声を反映していきたいと思っております。それと併せて、やはり県立美術館でありますので、アウトリーチであったり、子供たちの教育であったり、あるいは県内の各美術館との連携、企画展を共同実施したり、巡回展を企画したりという形で、県内の各地域と連携していきたいと思っております。各市町村との連携ということも信濃美術館には重要になってまいりますので、ぜひそうした観点で御理解いただいて、これからの取組に御協力いただければありがたいと思っております。

最初の挨拶で、いろいろ私の方から今の問題意識や状況をお話いたしましたですが、県政を進めていく上で一番重要なのは、行政のパートナーであります市町村の皆様方と、思いや課題を共有して進んでいくことだと思っております。これからも皆様方と一緒に手を携えて、県民の皆様方のための行政を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

そして、今日、いくつか課題を御提案いただいておりますので、有意義な意見交換をする中でいい方向性を見いだしていくことができますことを心から期待し、私からの、長くなりましたけれども、冒頭の御挨拶とさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

(市川事務局長)

ありがとうございました。

本日の懇談会でございますが、会議録をホームページ上で公開する会議としております。事務局におきまして作成しました会議録を本日御出席の皆様方などに御確認いただいた後に、ホームページにアップさせていただきますので、御承知おきを願いたいと思います。

それでは、これから懇談会に入らせていただきます。懇談会の座長でございますが、三木市長会会長をお願いいたします。

4 提案・要望及び意見交換

(三木会長)

それでは、意見交換に入らせていただきますが、着座で失礼をさせていただきます。

市長会では、去る10月18日及び19日の二日間の日程で、四つの部会を開催し、県の関係部課長と意見交換を行いました。本日の懇談会には、二日間の県との意見交換を踏まえ、各部会から4項目を提案させていただいております。

それでは、はじめに、総務文教部会長の小口塩尻市長から、「体育施設の整備等と国民体育大会の招致について」、御提案をお願いいたします。

(小口塩尻市長)

総務文教部会長を務めています、塩尻市長の小口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、三木会長からありましたように、総務文教部会では各部との意見交換の中で、テーマ的には県と市とベクトルを合わせて国にという意見もあったのでございますが、今回取り上げましたテーマについては、直接、県との間で市長会と協力しながらできるところをやっていききたいということから挙げさせていただく次第でございます。

「体育施設の整備等と国民体育大会の招致について」であります。まず、2巡目の国体、長野県においては昭和53年に第1回目が行われて、現在は2巡目に入っている県が多いというデータでございます。その中で、ぜひ積極的に2回目の国体を招致したいと、これについては既に体育協会等から知事部局、あるいは教育委員会事務局に対しても要請が出されていることと承知しております。市長会もぜひ地域活性化を含めまして、一緒に推進してもらいたいという立場でございます。

しかしながらその中において、それぞれの施設は公認の競技場でなければならないという点も踏まえて、現実には、県が所有する施設とそれぞれの自治体が所有する施設の双方を使ってやっていくことが極めて現実的であろうという立場から、現在では体育施設の整備等について直接的な県の支援策はないと承知しておりますが、ぜひこ

の辺を招致と併せて県の支援策、制度を構築するところまでお願いして、ともに全国から多くの選手を受け入れていきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

(三木会長)

ありがとうございました。

県のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

(小野沢スポーツ課長)

長野県教育委員会事務局スポーツ課長の小野沢弘夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、ただ今いただきました点につきまして御説明させていただきたいと思えます。お手元に資料1という資料がございますけれども、そちらの方を御覧いただきたいと存じます。

国民体育大会の開催順序につきましては、日本体育協会の国民体育大会開催基準要項におきまして、東・中・西地区の輪番で開催することと規定されているところがございます。本県は中地区に位置付けられております。この中で2巡目国体の開催が未定でございますのは、本県と奈良県のみということでございます。

開催実績及び開催予定につきまして、2に記載しておりますけれども、御覧いただけますように、第81回の大会まで決定、もしくは内定をしております。平成39年開催の第82回大会が本県が含まれる中地区の順番となります。県体育協会並びに町村会からは、この第82回大会の招致の要望をいただいているところがございます。県及び県教育委員会といたしましては、関係団体等の意識調整を図りつつ鋭意検討しているところがございます。

御要望にあります体育施設の整備等に関する県の支援策の創設についてでございますけれども、一般論といたしましては、県内に2,000以上の社会体育施設があり、県においても多くの施設を抱えている状況の中、市町村の社会体育施設の整備にかかる新たな補助制度を創設することは困難ではございます。

しかしながら、お話のように国体といった多種目な競技を全県を挙げて実施する大会を開催する場合は、主要な体育施設を保有する各市の御協力なくしては開催できないものと考えております。最近の国体におきましては、その開催に当たり必要となる市町村が行う施設整備に対し、県が支援しているところもございます。

こうした点も踏まえまして、2巡目国体を招致、開催するとなった際には、各競技を実施する体育施設につきまして県内の体育施設の状況、あるいは、先催県の支援状況等の調査をいたしまして、支援策等、整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

阿部知事、いかがですか。

(阿部知事)

事務方が先に説明すると、あまり踏み込む内容があるかな。基本的に今のお話のとおりですけれども、まず、国体の開催については、市町村の皆様方はもとより、競技団体、そして広く大勢の皆様方の御支援が必要になりますので、そのような意味では、幅広い御意見を伺う中で最終的に判断をしていきたいと思っています。

施設整備については、開催をするということになれば、お話があったように、県の施設だけでやるわけでは到底不可能なわけです。これは市町村の皆さんの御協力なしには進まないだろうと思いますので、事務方の答えは「検討してまいる」という話でありますけれども、積極的に、市町村の財政負担の話と県の財政負担の話と、国からも本当は、こうしたものに対してはもっと財政支援があるべきではないかとも思います。そうしたものを勘案しながら、県として市町村の皆様方にどこまでどのような支援をするべきか、ということについては、開催が決まればしっかり考えていかなければいけないと思っています。

以上です。

(三木会長)

ありがとうございます。

各市長の皆さん、いかがですか。何か御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、ただ今、2巡目の国体の招致についてを議題にしたところでありますけれども、市長会としても何らかの行動が必要ではないかと思っておりますので、そのような行動をするということで御理解いただく、ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(三木会長)

それでは、2巡目の国体の招致につきまして市長会として県や県議会などに要望していくこと、また、要望書の文案につきましては、私ども正副会長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(三木会長)

今、阿部知事からも御発言がございましたように、協力して知恵を絞ってやっていくことが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、社会環境部会長の牛越大町長から、「太陽光発電の適正な推進について」、御提案をお願いいたします。

(牛越大町市長)

社会環境部会長の牛越大町市のございます。

社会環境部会の議題につきまして御説明いたします。

2ページを御覧いただきたいと思います。太陽光発電の適正な推進について、適切な措置を講じられるよう要望するものでございます。

御案内のように、太陽光発電設備は、建築基準法上や都市計画法の規制を受けず、また、急峻な山林でも設置が可能でありますことなどから、小規模な施設であっても防災や景観、あるいは環境面などで地域住民の安全、安心な生活を脅かすことが懸念されております。

長野県では昨年度、「長野県環境影響評価条例」を改正施行するなど、大規模な開発行為を中心とする規制を強化いただきました。それとともに、条例等で対象とならない中小規模の開発行為についても、その対応の一環として市町村担当者向けの対応マニュアルを作っていただきました。今後、地域の健全な発展と調和の取れた太陽光発電事業を適正に推進するためには、県と市町村が連携し、用地選定等の計画段階から設置後に至るまでのフローや、あるいは注意事項などを明示したパンフレットを作成・配付の上、説明会を開催するなどして事業者には十分周知して、事業者の自主的な取組を促すことなどが必要であると考えております。

私からは以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

それでは、県のお考えを御説明いただきたいと思います。

(古川環境エネルギー課長)

環境部環境エネルギー課長、古川浩と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料2を御覧ください。「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルの周知等について」ということで申し上げます。

私どもは、たとえ再生可能エネルギーでありましても、自然環境に大きな負荷をかけるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはならないと考えており

ます。そのためには、事業者の方が市町村や地域の皆様に対して丁寧に説明を行って、地域の皆さんの理解の上で事業を進めることが重要であると考えております。

そうした中で、今、お話のございました事業者に対する周知でございますけれども、10月17日に市町村の皆様にも御参加いただいております「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を開催いたしまして、市町村の皆様からも御意見をいただきました。その上で、(1)にございます「事業者向け抜すい」というものを作成いたしました。資料の3ページ以降にお付けしてございます。

市町村対応マニュアルは市町村の担当者向けに策定したものではありませんが、この中には事業を回避することが望ましい地域なども記載してございまして、事業者の方にとっては実質的にガイドラインとしての役割を果たすことが期待できるものでございます。そういったことで、特に事業者の方に参考となる部分を抜すいして作成いたしまして、市町村や県の相談窓口等で配付していくということを考えてございます。11月2日に市町村の皆様等にもお願い申し上げたところでございます。

また、この「事業者向け抜すい」を活用いたしまして、事業者向けの説明会の開催を予定してございます。第1回目の北信地区は12月12日ということで、その後、東信・南信・中信地区でも順次開催をしていきたいと思っておりますし、必要に応じて開催を続けてまいりたいと思っております。

開催に当たっては、特に事業者の方への周知という点では、公になっている情報を基にしまして、市町村の皆様からも情報をいただいて、県から周知を行ってまいりたいと思っております。また、太陽光発電事業の業界団体としては、一般社団法人太陽光発電協会もございますので、そちらを通じて県外の事業者の方にも周知をしていくということを考えてございます。こういった形で事業者の方の自主的な取組を促してまいりたいと思っております。

太陽光発電の適正な推進に当たっては、2にございますように、市町村の皆様との連携も非常に重要であると思っております。県民の皆さんもそうですし、事業者の方がどこに相談をすればよいのか分からないというようなことがございますので、地方事務所の環境課が相談に対応できることも、ホームページ等でも周知させていただき、環境課では、そういった内容を一緒にお話を伺うなど、それぞれ状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

また、特に地域での事業計画については、それぞれ現地機関と連携しまして市町村の皆様との連絡体制を立ち上げるなど、情報や課題の共有をしているところでございますので、引き続きそういった形で、市町村の皆様と一緒に適正な推進を促してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

あまり早く知事に聞くのも申し訳ないですが。

(阿部知事)

太陽光発電の話については、三木会長にお越しいただいた時に少しお話をさせていただいて、多分、問題意識は共通だと思うのです。

適正な推進と書かれているように、やはり地域の環境や景観、あるいは防災などといったものと調和の取れた太陽光発電でないと、いろいろ課題が多いのではないかと、そこを誰がどのようなスタンスで、規制をかけたりガイドラインを作っていくかという話だと思うのです。

この話については、今、いろいろお話ししたように、県としてはいろいろなことをやっています。多分、目的も目指すべき方向性も県と市町村は同じだと思うのですが、そこを誰がどう分担するのかというところが、少し気になっている、コンセンサスができきれていないのかなというのが私の問題意識です。

今日はせっかくの場ですので、少し率直な御意見をいただきながら、どうあるべきかというのはぜひ一緒に考えて、できれば方向性を見い出せればありがたいというのが私の考えでございます。

(三木会長)

ありがとうございます。

県と市町村との間で具体的な役割分担など、課題のようなものはございますか。

(阿部知事)

今回、私の方が先ほど御説明したように、例えば環境影響評価について、一定規模以上のものについては、県は太陽光発電施設として対象にしています。いろいろな許可制度等も、大規模太陽光発電について対応していくという形で見直し等を行っているわけですが、その中で、市町村の皆様に対しては、対応マニュアルや条例モデルなどをお示しして、例えば一定規模に至らないようなものであったり、あるいは地域の皆さんの思いとの調和を取るためのいろいろな協定の締結などというところは、市町村の皆様方にある意味、積極的・主体的に行っていただくということを前提に、このような仕組みをお示ししている形になっているのです。

そのところは、市町村から見たときに、どうももっと県がやるべきだという感覚で私は受け止めているのですが、そこは、基礎的自治体・広域的自治体がどうやって分担していくかという話だと思うのです。冒頭に申し上げたように、多分やらなければならない問題意識というのは同じだと思うので、より緊密にしっかり連携してやるにはどのようなことが必要なかということは、ぜひこの場でコンセンサスが

できればいいのではないかというのが私の認識です。

市町村の方で、もし「ここが具体的に困っていて、これは県がやらないといかんと
もしがたい」というようなことがあれば、具体的に教えていただければありがたいと
思います。

(三木会長)

各市長の皆さん、いかがですか。

(牛越大町市長)

今日はマニュアル、特に市町村対応マニュアルの中から、事業者向けの抜すいの部分をお示しいただきましてありがとうございました。特に、Q&Aなど分かりにくいところを解説いただいております。

前回の部会で意見交換をさせていただいた時には、まだこれはできていなくて、先ほどの課長さんの御説明だと、11月には市町村向けに周知をしていただいたということですね。この市町村向けのマニュアルというのは、いわゆる本編といいますか、全体像というは大分厚いものになるのでしょうか。私はまだ目を通していなくて御質問しているのですが、いかがでしょうか。

(古川環境エネルギー課長)

事業者向けの抜すいにつきましては、11月2日に市町村の皆様宛に御通知で「こういう形でできました」ということで御案内申し上げ、データをお送りし、県のホームページにも掲載してございます。事業者向けの抜すいは四十数ページでございますけれども、本編は126ページほどございまして、非常に分厚いものになってございます。

その中で事業者が、例えば農地転用の関係で窓口を訪れられたり、あるいは、林地開発の関係で窓口を訪れられたときに、「このようなものがあるよ」と、「県もこういった注意点やチェックリスト等を紹介しているし、市町村の皆様もこの内容を参考にしています」ということを知っていただくと、先ほどお話のあった自主的な対応を促すことができると考えております。

そういったことで、できるだけ多くの事業者を知っていただきたけるよう御一緒にやりたいなということの中で、県がまずは4地区でそれぞれ事業者の方への説明会を開催しようということ、事業者の方への御案内については、私どもから直接御連絡しようと思っております。地域でどのような事業の計画があるのか、その辺の部分については市町村の皆様の方で情報をお持ちで、新聞報道がなされるなど公知のものとなっているものがございましたら、そういった方には、私どもの方から御連絡を申し上げたいと思っております。県外の事業者には、先ほどの協会等を通じてお知らせをして、そういった方にも、「長野県はこのようなことで地域と調和した事業を進めてい

くのだ」ということを御理解いただければと考えております。

(牛越大町市長)

分かりました。特に、もちろん太陽光発電を適正に普及するという意味では、循環型社会形成に向けて非常に大きな力になります。ただし、一方で地域によってはルールなど、さまざまな地域の事情を超えて立地されるというケースもありますので、こうした、事業者に向けてもまず説明会などを通じて共通の認識を持つように、ぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(三木会長)

ほかにいかがですか。

(宮澤安曇野市長)

実は、私ども5町村が新設対等合併をして11年目を迎えたわけですが、それぞれ5地域の土地事情がばらばらでありまして、豊科地域が都市計画法の指定を受けておりましたが、この線引きを外して、平成23年の4月から安曇野市全域の「適正な土地利用に関する条例」という土地利用条例をつくって、この中で太陽光発電については旧の市街地といいますか、そのようなところについては1,000平方メートルを超えるもの、あるいは、市街化調整区域と思われる旧の農村地帯については200平方メートルを超えるものついて、特定開発というような手法で審議会を作ってそこで審議をし、さらに事業者の皆さんから計画書を出していただいて、地元の皆さんの同意を得るということで、説明会の開催や、あるいは閲覧、意見書の提出を求めているわけです。場合によっては公聴会の開催もいたしております。

県の方で統一したマニュアルを作っていただくことについては大いに賛同するものですが、例えば83ページの許可手続きの都市計画法の中では、市街化区域が1,000平方メートル、それ以外の準都市計画区域が3,000平方メートルということになっております。こういったマニュアルというものが一応基本的なものになるとすれば、私どもはもっとこれよりも厳しい状況になっているので、業者の方からは「県の場合はこうなっている、安曇野市は厳しすぎるので、それを緩めろ」というような話も出てくる可能性があるのですが、その辺の取扱いというものは、どのように考えていらっしゃいますか。

(三木会長)

古川課長さん、よろしいですか、お願いします。

(古川環境エネルギー課長)

今お話をいただきました点につきましては、今日申し上げました資料2の2ページ、裏面を御覧いただきますと、事業者向けの抜すいを配付する際に、2ページのペーパーを添えて事業者に促してまいりたいと思っております。この抜すいを作る時に市町村の皆様からも実は御意見をいただいております、下に四角がございますけれども「このマニュアルを活用するメリット」の一番下に、米印で、「事業予定地の市町村において別途手続きが必要な場合がありますので、当該市町村に必要な手続きを確認してください」ということで申し上げてあります。

そもそもの今のお話の考え方については、県がこのようなことを示していて、それよりも市町村が厳しいことがあるのではないかというお話でございますけれども、あくまでどのようなところが適地かということについては、その地域ごとの実情というもので、それに応じてやっていただくということをこのマニュアルの中でもしっかりとっておりますので、そういった点で事業者の方にも御理解をいただくということで考えているところでございます。

(三木会長)

よろしいですか。

(宮澤安曇野市長)

はい。

(三木会長)

自治事務の範囲でそれぞれやっていただくということなのですね。分かりました。では、金子市長さん、お願いします。

(金子諏訪市長)

諏訪市では188ヘクタールという大規模な計画を持った事業者がおりまして、下流域は茅野市を含んでまいります。そのような意味では、影響のある市町村は単独の市町村だけで完結しないという計画もあると思います。

さらに、諏訪市は県内に占める面積というのは小さい方なのですが、まだ公表されていなくても建設を考えているというようなこともあるわけです。まだ全県においても可能性としてあるのだらうと思いますが、森林を伐採したりというときに、自分の市町村のエリア内のレイアウトのようなものは分かりますが、隣の町の状況というのは見えていません。

ところが、市町村境を挟んで間近で隣接した開発がされるといったような情報の監督や管理というのは、県が把握してなされるということであると、こうした情報につ

いてやはり集約されるということも必要なのではないかと思います、今、報告義務などということはないのですか。そのようなことについての見解をお伺いしたいと思います。

(三木会長)

では古川課長さん、お願いします。

(古川環境エネルギー課長)

今、金子市長からお話のございました点で、特に市町村の境界等の場合についてはそのようなことがあるということで、資料2の2の(2)で、地域での連絡体制の部分でございますけれども、例えば、私どもの方に林務や農政の方からそういった情報が寄せられた場合には、複数の市町村に影響するような場合については、地域で合同の連絡会というような形を立ち上げて、情報を共有しようということで考えております。

単独の市町村の中だけで影響が限られるものであれば、そのような対応は必要ないかもしれませんが、今のお話のように、近隣の市町村にも影響するような内容については、関係する市町村の皆様と県の機関で情報を共有して対応していくということが必要と思います。

これまでも必要に応じて対応しておりましたが、今後も同様の対応をしていきたいと考えております。そのための窓口の中心になるのが、地方事務所の、現在ですと、環境課という位置付けで、そこがしっかり中心になってやってまいりたいと考えています。

(金子諏訪市長)

それはそのとおりで、ありがたいと思います。

私が申し上げましたのは、隣の市町村でどのような案件があるかなど知りませんよね。ところが、境を挟んで、あるいは地方事務所管内を挟んで、それに開発地域がかぶっているというのであれば協力するというは既にあるのですが、それぞれお互いに情報を知らないでいて、蓋を開けてみたら、境を挟んで間近にあったというようなこともあり得るのではないのでしょうか。

ということで、そのことに対して、やはり情報を例えば県に提供しておくべきだということもあるのではないかという、その体制はいかがでしょうかということをおっしゃったのです。

(三木会長)

それでは、お願いします。

(古川環境エネルギー課長)

案件の把握については、固定価格買取制度の中でそういった案件が地域の自治体に把握できるようにということで、この4月からそれぞれのエリアの部分、例えば諏訪市さんなら諏訪市さんについては、登録をすることによって把握をすることができるようになりました。

その中で問題なのが、守秘義務がかかっているということでございます。諏訪市さんの案件について行政上のさまざまな手続きがあるかもしれないので、行政の担当者は知り得ることができるのですが、それを例えば茅野市さんにお話しするというのは、そこで言っている守秘義務には抵触してしまうと思いますので、より広くそういった情報が公知になることがやはり必要であると考えているところでございます。

ただ、現在の段階ではまだそこまで行っていないということで、固定価格買取制度のそういった改正につきましては、国の方で現在、取扱いについても検討されているところでございますので、そういったところも見ながら、そのようなことがよりオープンになるように求めていくことが必要かなと考えているところでございます。

県も知ることができますが、県が、今度、それを誰かに言うということは、そこも守秘義務がかかってくるということです。

(阿部知事)

金子市長がおっしゃっていた「隣接地域で市町村境をまたいでいるけれども、周辺のところもやはり知らないと問題があるのかなのか」というところが問われているのだと思うのですけれども、金子市長がおっしゃっている一体的な開発の場合とはどのようなイメージですか。

(金子諏訪市長)

「太陽光発電をやろう」と言って、手を挙げてくるところがまだあるのです。そのような中で、開発エリアは例えば私の市町村の中であるけれども、実はもしかしたら隣の市町村の境の向こう側でも、同じように別の事業が計画されていたとしますと、そのエリアを抱き合わせにすると森林にはすごく大きな影響などが見えてくるわけですね。ところが、市町村単位で判断してみますと、自分のところの開発エリアの影響だけを考えますよね。森林の影響やその他、下流域の水の影響など。

ですから、このような188ヘクタールなどというのはそうそうないと思いますが、これは環境アセスで県の対象にさせていただいておりますから、別途の話なのですけれども、今後そういった事例があるとなれば、県としてそのような状況をしっかり把握しておられた方が、大局的なアドバイスなどができるはずだと。しかし、それが守秘義務で情報が事前に分からないということになりますと、ちょっと課題ではないかと

いう心配を申し上げたと。

(阿部知事)

課題ですよ。これは国の問題ですよ。だから我々は国、経産省には「もっと情報公開してくれ」という話をしているので、県と市町村でもっとそのような働きかけをすべきだと私は思います。確かに、市町村境をまたがっても、例えば水源の情報のような話だと、隣接市町村が関係する場合もなくはないだろうと思いますし、その問題は少し、どう対応していくかというのは考えたいと思います。

(古川環境エネルギー課長)

私ども県が見られるのも、例えば、県が許可権限を持っている林地の開発に必要なから見られるという範囲ですので、その辺についてももっとオープンにさせていただくということが必要だと思っております。

もう一つは、事業者の方にてできるだけ積極的に情報を開示し、自ら説明会をするなど、オープンな情報になれば一緒に対応することは全然支障がなくなるので、まず、先ほどの事業者向け抜すいもそうですけれども、事業者の方は円滑な事業推進をするためにも、できるだけ積極的に情報を開示していきましょう、というアナウンスを発信し続けることが一つの方法かなと思っています。

(金子諏訪市長)

ありがとうございました。

(花岡東御市長)

いいですか。ちょっとよく分かっていなくて、教えていただきたいのですけれども、20年とか25年の発電が終わって、一応寿命があると思うのですけれども、そのような寿命が尽きたものに関して誰が責任を持って、後処理というのはどのようにお考えなのでしょう。

(古川環境エネルギー課長)

太陽光発電設備の事業終了後の処分についてでございますけれども、固定価格買取制度の仕組みの中では、事業者が最終的に処分する費用も含んで価格設定がされているということになっております。

ただ、それだけでは事業者が処理をしないで事業を終了してしまう危険性もございますので、今、お手元に御配りをしました「事業者向け抜すい」の中にもございますけれども、地域の皆さんとの協定書案の中に、そういった事業終了後のものについては事業者が責任を持って撤去等をする、ということ協定の中にうたい込むという案

をお示ししてございます。

また、そのために必要があれば、事業者がそのための費用を積み立てておく仕組みも、協定書の中に書くというようなことも想定をしております。そういったことで、今、市長さんの方からの御心配については担保できると考えているところでございます。

(三木会長)

よろしいですか。ほかにいかがですか。

(柳平茅野市長)

この問題だけにあまり時間も取れないかと思えますけれども、先ほどの安曇野市長の発言にも関連しますが、大方の事業者は善良な事業者で、いろいろな手続きをしてくれています。特に、規模が大きくなればなるほど、やはり慎重に丁寧に対応してくれている。しかし、いわゆるミドルソーラーと言われている、かなり訳の分からない事業者も参入してきています。

茅野市にもガイドラインがあつて、「県もこうやってるよ」と言っても、結局、最後のところは、「でも、それは絶対にしなければいけないことではないでしょう」と言われればそのとおりの事ですね。そこをどうカバーしていくかということ。これはやはり一番の大本は国だと思うのです。国の方でそういったことも含めて、どのような法律を作るなり、制度作りをするかという、その動きというのは、かなり前向きな取組というのがあるのでしょうか。

(三木会長)

古川課長さん、お願いします。

(古川環境エネルギー課長)

今の点につきましては、今回の固定価格買取制度の改正の中でも、事業者は法令に違反する場合は認定を取り消すというようなこともうたわれておまして、この法令の中には、国の法律もそうですけれども、自治体の条例も含むということになってございます。

市町村対応マニュアルにも例を出してございますけれども、市町村の条例の中にそのようなことをきちんと規定していれば、それに従わない者についてはそれなりの処置がされるということでございますので、条例で規定をしていく。やはりガイドラインでは、今、柳平市長がおっしゃったように、従わないということが出てきていますので、条例での規定ということが有効と考えているところでございます。

(柳平茅野市長)

条例で制約までできますか。「何々をしてはならない」ということをきちんと守らせることができますか。

(古川環境エネルギー課長)

私どもの条例モデルの中で、例えば届出であったり、場合によっては「この地域にはこういうものはできません」というような区域を限定するなど、条例の規定の仕方はそれぞれあると思うのですが、条例で規定ができる内容であれば規制ができるものと考えております。

(今井岡谷市長)

なかなか私たちは条例まで踏み込めないで、ガイドラインでとどまっているというのが実態かなと思っているのです。

私どもも一生懸命皆さんとお話ししながら、ガイドラインまでは作れるのだけでも、ここまで規制していいのか、条例でどこまで盛っていいのかということが実際には分からない、分かっていないということが多いかнаと思っています。

そのような意味では、おっしゃるように国の姿勢というものが非常に大切かなと思いますし、また、それを受けて県から適切な指導をいただく中で、ここまでなら規制ができる、ここまでの条例なら作れるというようなものが、市町村としては欲しいというか、理解するためにも御指導をいただかないといけないのかなと思っています。

私たちも非常にいろいろなケースがあります、今。メガもあります、ミドルもあります。ある意味では、個人がやっていて、「この場所はどうかな」というようなものもありまして、そういった意味では、どのようにしたらいいか教えていただければと思います。

(古川環境エネルギー課長)

条例モデルを示しておりますので、具体的なものについては、私どもも一緒になって御相談に乗っていきたいと思っております。

(三木会長)

さまざまな御意見・御質問等をいただきましてありがとうございます。

また、的確な御答弁をいただきましてありがとうございます。

いろいろ課題はありますので、引き続きいろいろな面で県と市町村が協議していただければ大変ありがたいと思います。私もマニュアルを見せていただきまして、非常によくできているマニュアルですから、さらに詰めていけばと思いますけれども、知事はどうですか、最後に。

(阿部知事)

今の条例のお話についても、条例モデルをお示ししていて、ちょっと今日の資料からは取ってしまっているのので分かりづらいですけれども、かなり具体的かつ実践的な条例モデルになっていますので、これを参考に、地域によってももちろん若干違う形というのもあり得ると思いますが、県でも「ここはもうちょっとこうしたいけど、どうだ」という御相談があれば、相談には応じさせていただくようにいたします。ぜひ、この条例モデル等も参考に、各市町村でお取り組みいただけるとありがたいなと思います。

それからもう一点、花岡市長からお話があった事業終了後の話は、私も実はずっと気になっている話であります。この中に記載されていますように、やはり事業者と協定を結んで、最終的には撤去してくれということを確認して、撤去しない場合には違約金を取ると。撤去費相当額については、きちんと預託しておけというようなところまで、協定書の案が 54 ページにあって、58 ページには終了する場合の取扱いの考え方も記載してあります。

冒頭申し上げたように、市町村長の皆さんと私とは、多分、問題意識のベクトルが全く同じだと思います。そのような意味では、かなり今回私どもがお示しさせていただいているマニュアルは、細部にわたるところまで結構しっかり作らせていただいていると思っていますので、ぜひ、これを参考にお聞きいただければありがたいと思います。

(三木会長)

さまざまな、今申し上げましたように御意見、また御回答をいただきましてありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思いますが、経済部会長の花岡東御市長から「ものづくり産業の振興と地域経済の発展について」、御提案をお願いいたします。

(花岡東御市長)

経済部会長の東御市長の花岡でございます。経済部会の議題につきまして御説明させていただきます。

ものづくり産業の振興と地域経済の発展について、適切な措置を講じられるよう要望するものでございます。県では、本県への企業立地を促進し、雇用の確保と地域経済の発展を図ることを目的として「信州ものづくり産業投資応援条例」を制定し、県内に一定額以上の生産設備を取得またはリースし、かつ、一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用した場合に、助成金を交付していただいております。

平成 25 年度の県内総生産に占めるものづくり産業、いわゆる製造業の総生産額は、

名目で約 25 パーセントと経済活動別の構成比では最も高く、長野県の主力産業となっており、この制度は大変意義あるものですが、現実的には、特に中小企業においては、新たな生産設備の取得が新たな雇用を必ずしも伴わず、助成の対象とならないケースが少なくありません。

企業が新たな生産設備を取得することで操業を継続し、雇用の確保や地域経済の発展にもつながることから、現在の経済、雇用情勢や国・県・市町村等の役割分担等も踏まえながら、ものづくり産業の振興が地域経済の持続的発展と雇用の確保につながるさらに効果的な制度となるよう、再検討を要望するものでございます。

私からは以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

では、県のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

産業立地・経営支援課長の渡辺高秀でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私の方から最初に、今の条例の助成金の関係でございますが、資料 3 に概要等を御用意させていただきました。こちらを御覧いただければと思います。

条例の概要ということで、1 の目的でございますけれども、御承知のとおり、県内に生産設備を新・増設した場合に助成金などを交付することによりまして、雇用の確保、それから生産力の増強に伴います地域経済の発展を推進するという目的で設けているものでございます。

事業内容のところは大きく二つございますが、助成金の関係につきましては、先ほどお話がございましたけれども、5 億円以上、10 人以上の雇用を対象に助成というような形で、御覧のとおりとなっております。また、もう一点、県税の優遇ということで不動産取得税の課税免除ということで、こちらの方は幅広く御活用いただけるように、要件の方も 1 億円以上、中小企業ですと 5 人以上というような形で優遇措置を設けているところでございます。

結論を申し上げますと、御要望のとおり企業誘致、それから既存企業の振興と、二つの観点から効果的な制度となるように、しっかりと私どもも検討してまいりたいと考えております。検討に当たりましては、3 のところに対象期間等々書かせていただきましたが、ポイントはいくつかございまして、一つはこの条例の対象期間が 29 年度末ということで、これに向けてしっかり検討していきたいと考えております。

それから、その中でこれまでの成果の検証ということで、この制度は先ほど申し上げましたとおり、雇用の確保というのを一つの大きな政策目的としてございます。御要望にもありましたけれども、雇用を伴わない生産設備の取得といったものの政策目

標・目的、こういったものも、例えば生産性の向上の観点なのか、どうすれば産業の振興につながるのかというところをしっかりと、先ほどの次期総合計画と併せまして、今度、「ものづくり産業振興戦略プラン」というものも現在議論しておりますので、こういった中でも、産業の振興、中小企業の振興について併せて議論していきたいと思っております。

それから、3点目としますと、市町村との役割分担ということで、こちらについては御要望の方にもいただいておりますとおり、企業誘致に当たりましては、県だけではなくて市町村の制度と合わせてアプローチもさせていただいております。市町村によってそれぞれ独自の制度、企業誘致に関しては若干ライバルというところもありまして、制度がそれぞれ違ってございますけれども、これにつきましても、企業に対して有効な制度となるように見直しの方を検討してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

何か市長各位から御意見ございますか。

(金子諏訪市長)

部会長の御報告のとおりなのですが、設備投資が雇用を伴わなければ、というところのお話ですが、諏訪市は私が就任した27年度に、新たに「生産設備投資促進事業補助金」というのを創設いたしました。規模は本当に小さいので、市町村の責任でやる範囲でやっておりますのでいいのですけれども、一応、取得の設備投資の金額というのは最高額が8,000万円、最低は百数十万円ということなのですが、用意いたしました予算の80パーセントを消化いたしまして、11件の御利用があったわけです。

県の方は5億円以上、不動産取得税の免除は1億円以上の設備投資ということで用意していただいて、企業を誘致するというのももちろん大事なのですが、要は海外に転出してしまうというような状況の中で、いかに地域にとどまって生産設備を持ってくださるかという、今ここにある企業を大事にするかということも、私たちにとっては大事な視点だと思っております。そのような視点からもお願いをしているわけでございますので、御斟酌いただきますようお願いしたいと思います。

(三木会長)

ほかにいかがですか。

(宮澤安曇野市長)

この問題につきましては、私どもの市から提案をさせていただいた課題でございま

す。

特に、「信州ものづくり産業投資応援条例」は大きな役割を果たしてきたというような評価ができます。

ただ、ものづくりというのになれば、町工場的な下請け企業が非常に多い。地域を支えてくださっている中小零細企業の皆さん方は、元請けの要請に対して設備投資をしなければいけない。そして、どんどん正規の雇用をしていけばいいのですけれども、なかなかそのような条件が整わないとなる。今いる従業員をいかに合理化をしないように維持していくか、というところに大変苦勞しているという実態がございます。

私ども市としては、産業コーディネーターをお願いして、各企業回り、あるいは商店回りをしていただいております。これらの地域からの実際の経営者の皆さんの声の中には、大企業の誘致も非常に大切だけれども、今いる町工場的な、あるいは中小零細企業の皆さんが、新たな設備投資をする、そして今の雇用を何とか確保していきたい、という切実な願いがございます。

29年度にもう一回見直していただけるということでございますが、ぜひ、もっと規制といいますか、縛りを緩和していただいて、中小企業の使い勝手のいいもの、零細企業の使い勝手のいいような、実態に合った内容のものを創設していただくことを特にお願ひ申し上げます。

(三木会長)

ほかにいかがですか。

どうぞ。花岡部会長。

(花岡東御市長)

蛇足になってしまうと思うのですがけれども、5億円や10億円を投資されて10人以上の雇用ということになると、単純計算すると1人当たり生産性が5,000万円ぐらいという形です。通常、年間の取引額を上回る投資というのは、基本的には中小企業の場合はやりませんので、5億円投資すれば年間取引が5億円というようになってくると、1人当たり5,000万円の生産性ということになる。現在の中小企業の実態からすると、かなりかけ離れるという形になろうかなと思います。

雇用を重視した形で確保するとなると、もう少し下げても雇用が確保されるのだったら助成してもいいのではないかというような、一つは雇用の観点から、もう一つは、先ほど安曇野市長がおっしゃいましたように、雇用を維持するために、単純再生産をするためにも、投資をしていかなければいけないという形の中で、苦しい中で投資しているということに関してどう考えているか。

そのような意味では、このようなやさしい、地域の企業に対する継続するための助成のようなことに関して御配慮いただきたいという内容だと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

(三木会長)

ほかにいかがですか。

渡辺課長さん、もし何かあれば。29年度で検討されるということなのですから。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

お話のありましたとおり、やはり企業誘致のみならず既存企業の振興というのは大事な視点だと思っております。また、そのためにはこのような助成金もございますし、販路開拓であったり、研究開発支援、それから育成プロジェクトのような形で既存企業を振興するというような、いろいろな施策がございます。

先ほどもちょっと申し上げたところでございますけれども、今、戦略プランの方をものづくりの関係で作ってございます。そういったものと併せてしっかり、今のようにならいただいた御意見も踏まえて検討して、このようなものにも反映できるようにしてまいりたいと思っております。私の方からは以上です。

(三木会長)

ありがとうございます。

知事、いかがですか。

(阿部知事)

ものづくり産業の重要性は、私も含めて多くの人たちの共通認識だと思っておりますので、県として今お話し申し上げたように、これからの産業政策のあり方、ものづくり産業をどう支援していくかということは、改めてしっかり考えてみたいと思います。

若干、私が話すと後ろ向きのような感じに取られてはいけませんけれども、産業に対してキャッシュで支援するというのは、私は本来の原則とは少し違うのではないかという感覚は持っています。全ての産業、ものづくり産業は長野県の中でウエイトが大きいですし、長野県としてはものづくり産業の振興にこれまで力を入れてきましたし、これからも必要だと思っております。ただ、いろいろな産業分野がある中で、キャッシュでどこまでどう支援するかということは、限られた財政の中で、やはりしっかりと意義や有効性などを考えなければいけないものではないかなと思っております。

ものづくり産業支援策というのは、私は例えば人材の育成・確保や、あるいは県の試験研究機関での試験研究の支援であったり、あるいは販路開拓の支援であったり、いろいろな取組があるわけでありまして、こうしたものは着実に進めていかなければいけないと思っております。今のような税財政的にどう支援するのかというのは、融

資制度があり、あるいは国レベルでの投資減税等もあり、そのような中で、県と市町村が税財政面でどこまでどのような形の支援をやっていくのかということとは、ぜひ市町村の皆さんのお考えをいただく中で、一緒になって考えていく必要があるではないかと思えます。

私は、例えば税の話で行くと、県は不動産取得税なのですが、本当は市町村が課税している固定資産税というのがかなり有効な手段だと思っています。そのような意味で、実はこの産業政策のところは、県だけで考えるよりは県と市町村が一緒になって考えて、どのような形が本当に効果的なのかということを考えていく必要があると思えます。それと同時に、税財政の根幹のところは国の制度になっているわけですので、地方が競争してもものづくり産業への助成金をどんどん増やしていくということでは、これからどこの自治体も大変になっていく一方になってしまう。本来、これは税の面で考えるべきだということも含めて検討して、国に対して求めることは求める。そしてその上で、地方として、県として取り組むべきことは取り組む。そのようなスタンスで少し幅広く考えていく必要があるかなと思っています。

市町村長の皆様方のお考えは今いろいろ聞かせていただきましたので、振興支援するという点においては、私どもも全く同じ感覚ですが、しかしながら、限られた財源をどこに振り分けるのか。あるいはほかの制度の関係でどこをどう変えていくのかということについては、来年にかけてしっかり考えていきたいと思えます。

(三木会長)

ありがとうございます。

今、知事からもお話がありましたが、幅広く産業政策を考えるということは大事でありますので、また来年検討をするときには、成果の検証や市町村の意見を聞いていただくなどしてもらいたいと思えます。

人材の育成も非常に大事だと思います。市内の製造業の方、何人かからお聞きするのですが、やはり人材の確保ですね。県外、特に、首都圏で働いていてUターン等で帰ってきたいという人がいるのとミスマッチになっているもので、そのようなものも、今でもやってもらっていると思えますけれども、もっと大々的に県と市町村とで協力して、ちょうど子育て世代や親御さんを見るというようなこともありますので、そのようなことをやってもらえれば大変ありがたいと思えます。

では、今のことにつきましては、先ほど御回答いただいた件は検討していただくということでお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、建設部会長の柳田佐久市長から、「住宅の耐震改修工事に対する国と県の補助制度の拡充について」、御提案をお願いいたします。

(柳田佐久市長)

建設部会長の佐久市長の柳田でございます。建設部会の議題につきまして御説明をさせていただきます。

住宅の耐震改修工事に対する国と県の補助制度の拡充についての御要望でございます。一昨年の神城断層地震や本年4月の熊本地震を受けまして、住宅所有者の耐震化へ自ら取り組もうという機運は高まってはいるものの、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者には、高齢者も多く耐震化が遅れているという実態がございます。

そこで、さらなる耐震化を促進するため、昨年度で終了いたしました、国の事業における住宅耐震改修工事補助に対し上乗せ加算を実施する緊急支援措置の復活と、県の事業における住宅耐震改修工事への補助限度額の増額による制度の拡充を御要望申し上げます。

それから、もう一点でございますけれども、資料番号は付いていないのですが、添付された資料の中に、建設部会ということで、中部横断自動車道及び静岡県清水港における状況の変化について情報提供がございます。平成29年度、中部横断自動車道は佐久南から八千穂まで延伸をいたします。残すところ34キロメートルということになるわけでございますけれども、山梨県側、静岡県側は、平成29年度で全線開通することになります。

そうなりますと、中部横断自動車道も、日本海・太平洋を結ぶ中において、開通していないのは南佐久地域のみということになりますが、静岡県の取組として清水港の能力が非常に際立って高まっているという状況がございます。

まず、非常に巨大なガントリークレーンというものが建設されまして、従来の輸出入能力が28倍になっているということ。また、中部横断自動車道が建設をされた場合、新直轄方式で行っておりますので、清水港まで低コストで輸送できるということ。これは、資料の真ん中の下を御覧いただきますと、恐縮ですが佐久で計算をしていますけれども、今多くの荷物が行っている横浜港で9,410円、新潟港の場合は、9,520円かかっていますが、清水港までの輸送コストというのは4,300円と、どちらの場合も輸送コストを削減することができます。

さらには、今、静岡市の清水港においては、コンテナに対して最高で5万円の補助金を出しているということ。この補助金は、対象の荷物が特定されておりまして、長野県と山梨県と静岡県西部のみという形でございます。接岸しているほかの港から清水に移動させることによって、大きな戦略を立てていけるのですね。

これは東信地域だけではなくて東北信、あるいは県全体においても大変大きな状況の変化になるだろうと思います。既に諏訪地方の皆さんと静岡での連携を取られていらっしゃるからお聞きしておりますけれども、このような状況があることを、県、それぞれの地域においても御参考にしていただければと思います。部会で話題となりましたので、資料の御提供をさせていただいたというところでございます。

当部会からの御提案につきましては、耐震改修についてのお話でございますが、県

の皆様のお考えをお聞かせいただければと思います。

(三木会長)

ありがとうございました。

それでは、県の見解をお願いいたします。

(岩田建築技監兼建築住宅課長)

建設部の建築技監兼建築住宅課長の岩田隆広でございます。よろしく申し上げます。

日頃から県内の住宅、それから建築物の耐震化につきまして、県と協働して取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げる次第でございます。

それでは、座って失礼しますけれども、資料4を御覧いただきたいと思います。

要望の回答の前に、現在の長野県の耐震化の取組について説明申し上げたいと思います。資料4に記載してございますように、長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）ということで、前年度までの計画期間が終了したことに伴いまして、28年度、今年度から5年間の計画を第Ⅱ期として、平成32年度までになりますけれども、その取組内容を策定したものでございます。

表紙2枚目、裏面を見ていただきたいと思います。住宅の耐震化の取組について記載した部分でございます。

住宅耐震化率の目標につきましては、平成32年度に90パーセントとしているところでございます。この目標につきましては、そこに記載のとおり25年度の耐震化率が77.5パーセントにとどまったことから、全計画の目標値を据え置いたものになっております。それから、住宅の耐震化の促進の取組としまして、前年度から、耐震性のない住宅につきまして同じ敷地内で建て替える工事につきましても、耐震改修と同じ補助を行っているところでございます。

資料を飛ばしますけれども、一番後ろになります。A3判の資料を御覧いただきたいと思います。

住宅・建築物の耐震化の促進につきましては、「県と市町村との協議の場」におきましても、協議を何度か継続させていただきました。昨年5月に取りまとめたものでございますけれども、被災後においてもできる限り日常生活を継続できるまちづくりを目指す、というところで協議を整えたところでございます。

この資料の中央、やや上段になりますけれども、検討結果としまして、補助制度は、国の補助金を上限まで活用しまして、その地方負担金につきましては県と市町村で二分の一ずつ負担する仕組みを基本とすることとしまして、現在の住宅の耐震改修工事につきましても、県と市町村が共同して補助しているというところでございます。

先ほど要望のありました提案事項についてでございますが、現在の補助制度の拡充

につきまして、現在県が行っている補助内容につきましては、補助対象工事費の限度額を120万円としまして、その二分の一、つまり60万円を限度としまして国、県それから市町村で耐震改修を行った者に補助しているところでございます。この耐震改工事修費の限度額120万円につきましては、この制度を創設しました平成14年度になりますけれども、当時の平均的な工事費としてその半額を支援してきたところでございます。

御提案がありましたとおり、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者の方の高齢化が進んでいる状況、さらには、耐震改修工事費の平均額が180万円を超えているというような状況につきましても、長野市さんから具体的な提案、資料をいただいたところでございます。

県といたしましても、住宅の耐震化の促進には補助額の引き上げが必要であるという認識をしております、9月になりますけれども、各市町村に引き上げについて意向の調査を行ったところ、県内の約9割の市町村から同意ということで意見をいただきました。県としましては、来年度から補助の増額につきまして検討を進めているという状況でございます。

さらに、現在、松本市さん、佐久市さん、塩尻市さんにおきましては、市独自の取組としまして、改修費・工事費の補助につきまして80万円から100万円まで引き上げる制度を既に実施されているところでございます。

次に、国が昨年度まで行ってきました補助の上乗せの復活についてでございますけれども、これにつきましては国が緊急支援措置としまして、平成24年度の補正予算から前年度、27年度まで、補助額を30万円加算するものでございました。

県といたしましては、国の支援が一時的なものではなくて、また、国の補助額につきましては工事費の11.5パーセントと低額な状況にとどまっているところから、国に対しまして、県及び市町村が補助する額と同額のものとなるように国に要望しているところでございます。この要望につきましては、県独自の要望としても行っておりますし、全国の知事会、さらには関東地方、中部圏の知事会としても例年要望を行っているところでございまして、引き続き要望活動を継続してまいります。

最後に、先月成立しました国の二次補正につきまして説明をさせていただきます。

来年度までの措置としまして住宅の耐震改修工事への補助額を30万円上乗せするものとする補正予算が成立しました。これにつきましては、昨年度までの緊急支援措置と同様のものがございます。既に市町村には情報提供をしているところでございますけれども、この補助制度を活用するにつきましては、新たなアクションプログラムの策定を求められる、さらには、市町村の中には、やはり年度の途中からですと活用しづらいという意見もいただいているところでございます。ほかの都道府県からも同様の意見が出ておりまして、今後、国から補正予算の活用に向けた新たな対応策等の情報がありましたら、御連絡をさせていただきたいと考えております。

この補正予算とは別に、先ほど説明を申し上げましたけれども、県といたしましては来年度からの補助額の引き上げも検討してまいりますので、県と協働して住宅の耐震化への取組を引き続きお願いするところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

先ほど清水港のお話をいただきましたので、私どもの方で輸出促進の関係もやっておりますので、若干お話しさせていただければと思います。

清水港につきましては、県内企業の利用につきまして取扱量で行きますと、東京・横浜・名古屋に次いで清水という形で4番目でございますので、約10パーセントの取扱量で、非常に航路も充実しているところでございますので、有効な港だと思ってございます。そういった点からも、これまでも私どもの方でも、県内企業の皆様の選択肢であったりメリットとなるように、諏訪圏工業メッセで出展をいただいて清水港のプレゼンをいただくなど、県内でセミナーがあったりする場合につきましては、私どもの中小企業振興センターを通じて県内企業さんにも情報提供などをさせていただいているところでございます。

お話にございましたとおり、中部横断自動車道がこれで開通すれば、かなり時間の短縮や輸送コストという面でも非常にメリットが出てくると思います。引き続き、建設部であったり、農政、農産物の関係もありますので、こういった関係部局で連携しながら、今、佐久市さんの方でもお取組いただいておりますけれども、しっかりとうちの方も、そのような情報提供を県内企業のメリットも出るように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございました。

何か御質問・御意見等ございますか。

(杉本駒ヶ根市長)

耐震の改修等について検討いただけるということで、本当に感謝したいと思っております。

あと、耐震診断の関係なのですが、今、耐震診断は県では旧基準、昭和56年5月以前のものを対象にしているわけですが、先の熊本地震では新耐震基準のところも影響を受けたということもあって、新耐震基準のものもこのような耐震診断の対象にしてもらえないかという要望が地元でも出ております。少し調べさせていただきましたら、今、国・県・市で補助しているのですが、国の方は新耐震基準

のところまで対象になっているのですが、県が対象になっていないので、うちの市も県と連動して耐震診断の対象にしていけないという話もあったのです。

今回、そのような全体的な見直しをしていただければ、新耐震基準のものも耐震診断の対象にしていいただければ、私どもも一緒に検討していきたいと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

(三木会長)

岩田技監さん、よろしいですか。

(岩田建築技監兼建築住宅課長)

新たな御提案をいただいたところでございます。

御存じのとおり、熊本の地震で旧耐震基準以降の、今言われる新耐震基準のものも被害を受けたという報告が出ているところでございます。これにつきましては、阪神・淡路大震災でやはり住宅の被害が多かったというところで、私の記憶ですと2000年度、平成12年度になります。柱と土台、はり等を金物で緊結するという新たな基準が加えられました。この点につきましては、先ほどの地震の関係で国も調査を進めているというところを承知しております。

国の動向も私は判断したいと思いますし、もう一つ、御提案があったように、国の補助要綱では、今の基準に合うものまで補助をするという制度になっております。予算の額全体のものがありますし、それから、元々耐震性のことにつきましては、県民の生命・財産を守るという立場でございますので、そちらの方向で事務レベルで検討は進めさせてさしてもらいたいと思います。

(三木会長)

ありがとうございました。

よろしいですか。ほかにいかがですか。

(加藤長野市長)

はい。これにつきましては、長野市が提出させていただいたということでございます。今、課長さんの方から大変前向きなお話をいただきましたし、国の補助、予算もまたプラスしていただけるということでございますので、ちょっと安心しているところでございます。

長野市も今、善光寺地震クラスの地震が起きますと2,000人の方が亡くなると予測されております。その際、ほとんど圧死。建物の倒壊、または住宅の中のいろいろな家具や家電の転倒によって圧死する。このようなことが当然起こるようございまして、これにつきましては私ども各地域におきまして、とにかくまず家具の固定だけは

してもらいたいというPRをしているところでございます。

ぜひ、今の拡充につきましても、さらに進めていただきますようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(三木会長)

ありがとうございます。

ほかにかがですか。技監から、この際、耐震の関係で何か特に御発言がありますか。まだ時間はちょっとありますので。

(岩田建築技監兼建築住宅課長)

せっかくの機会ですので、私の方からいくつかお話しさせてもらいたいと思います。

資料4のところで、先ほど2ページまでで住宅の關係の説明を差し上げたところですけれども、3ページのところには多数の者が利用する建築物の耐震化について記載させてもらったところです。

上の方から見ていただきますと、1の(1)、これは子供たちが利用する小・中学校、高校等の耐震化の状況を記載させてもらいましたけれども、公立の施設等の關係でかなり耐震化が進んでいるところでございます。

それから、(2)は要緊急安全確認大規模建築物と書いてありますけれども、これは東日本大震災を受けまして、3階以上かつ5,000平方メートル等の大きなホテル等につきまして耐震化が必要ということで、これにつきましても具体的には県・国、それから市町村からも補助をいただいて、早急に進めていかなければならない課題となっております。

そして、最後、2の(2)その他のところに、ホテル・旅館等の耐震化が必要なところも記載させてもらいました。観光県の長野県としまして、やはりホテル・旅館の耐震化が必要ということは、皆さんも認識されているところだと思いますけれども、法律の方では、先ほど申した要緊急、大規模なものは法律的な義務付けをされておりますけれども、それ以下の中小規模は努力義務にとどまっているところでございます。どのような方向で支援をし耐震化を進めなければいけないか、この辺についてもまた、それぞれの市町村と協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(三木会長)

ありがとうございます。

私どもも、今、御説明のありました2の(2)のホテル・旅館や災害拠点病院等の耐震化ということで、要緊急安全確認大規模建築物でないものがやはり課題かなと思っております。

ほかにはいかがですか。大事な問題ですので。

また、柳田部会長におかれましては、清水港の貴重な情報をありがとうございました。

それでは、知事、よろしいですか。

(阿部知事)

耐震化の話は、市町村と県でぜひしっかり協調して推進をしなければいけないと思っています。

今日、ちょうど私は午前中、白馬村に行って震災復興村営住宅の竣工式に出席してきました。2年前の神城断層地震で多くの被災者の皆さんが家屋を失う中で、暮らしの拠点である住宅を確保するということは極めて重要だということを、改めて今日も地域の皆さんともお話しして痛感しているところであります。そのような意味では、耐震化推進はまだまだしっかり進めていかなければいけないと思っております。

先ほどからお話に出ております耐震改修の補助対象の拡大については、今、御説明申し上げたように前向きに、財源の見通しが無いままにあまり私が無責任なことを言うてはいけませんけれども、かなり私のところでも建設部と話して前向きな制度設計を考えていますので、ぜひ市町村の皆さんとも一緒になってこの部分を進めたいと思います。今日は我々が御要請いただいている立場ではありますが、今後は耐震改修が進む上では、市町村の皆さんが地域の皆さんに積極的に制度を周知して活用してもらうということが極めて重要だと思いますので、ぜひそうした側面は進んで取り組んでいただいで一緒に進めていければと思っております。

杉本市長からお話があった診断のところは、私は正直あまり認識していなかったもので、そこはよく状況を聞いて検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(三木会長)

ありがとうございました。

今、御回答いただいたように、拡充に向けて検討してくださるということ、また、さまざまな観点から検討してくださるということだったので、非常に耐震は大事なものですから、引き続きお願いいたします。

以上、四つの提案・要望につきまして阿部知事、また、担当課長から丁寧な御回答をいただきまして、活発な意見交換もできました。ありがとうございました。

私ども市といたしましても、先ほど申し上げましたように、市としてやるべきことをきちんとやっていかなければいけないと思っておりますし、阿部知事がおっしゃいましたように、県と市とが連携してよりよい仕組み作りをしていく必要があると思っております。

この際、まだ少し時間がありますので、何か全体を通してどのようなことでも結構です。では、加藤市長さん、お願いします。

(加藤長野市長)

お願いなのですが、今、長野県も人口減少・少子高齢化、長野市もそうなのでございますが、一番は都会に進学した学生が、この間の新聞では長野県では38パーセントしか帰ってこない。長野市でもようやく4割が帰ってくるだろうということでございまして、これでは本当に人口の減少がどんどん進むということです。

それで、この間もいろいろお話ししてみますと、「加藤さん、それでは長野市の仕事、企業がないじゃないか」ということが前々から言われていまして、長野市では企業を紹介する「おしごとながの」というサイトを作りました。そこにアクセスすれば、長野市ではどのような企業がどのような募集をしているかと、ほとんど正職員が8割の募集ということになるわけです。まあまあ好評を得ているのですが、それを今、北信全体に広げていくような体制でやっているわけです。

県も「空き家バンク」という形で全県的にやっておられますので、私も別に長野市に帰ってこなくても長野県に帰ってくればいいと、そのように言っているわけでありまして。その辺りを県全体で一体化して、同じ長野県の企業紹介を例えば県で見て、北信へ就職したい、南信へ就職したい、これをすぐに見られるような充実したサイトを検討していただければと思っています。どうしても名の知れた企業しか一般の方は存じていないので、東京の企業に就職してしまうというようなことがあります。

長野県にもさまざまな中小企業で良い企業がありますので、その辺りをうまく紹介できるように、県としても取り組んでいただくようなサイトができればいいと思いますので、よろしくお願いします。

(三木会長)

今、加藤市長がおっしゃったように、以前は、このサイトは長野市だけでやっていただいたのですけれども、連携中枢都市の関係もあって、近隣の市町村もどうかという事で声をかけていただいて、私どもも参加させていただいております。

お話にありましたように、広域で取り組んでもらえば、アクセスする方の人も非常にアクセスしやすいのではないかと思いますので、もしお考え等あれば教えてもらえればありがたいと。いかがですか、渡辺課長さん。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

ありがとうございました。県の方も人材の確保という点では、例えば今、学生の関係ではインターンシップの助成や、UIJターンであったり協定校との連携であったり、そのようなところにも取り組んでいるところでございます。

お話にあったとおり、例えばインターンシップに来ていただければ、実際そこで、長野県にこのようにいい企業があるのだとか、このような取組をしているのだというようなところの話も出てまいりますので、お話にあった企業の取組、今、取り組まれているようなお話もちょっとお聞かせいただきながら、うちの方の産業労働部でそのところは検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(三木会長)

知事、いかがでしょうか。

(阿部知事)

これは、これからやらなければいけないと思います。私も学生たちと話をすると、大きな就職情報サイトや就職情報雑誌はあるけれども、なかなか長野県内企業の情報は分からないという御意見はかなり聞いています。産業労働部でも「検討しろ」などというのはあったのだけれども、そこは若い人たちの視点を入れて、行政側、供給側の論理で作るとあまり見たくもないようなつまらないサイトになってしまうといけないので、若い人たちの視点を入れて作るように取り組みたいと思います。よろしくお願いたします。

(三木会長)

須坂に住んでいて保育士になりたいという人がほかのところのインターネットの就業サービスを使っているというのです。今、知事がおっしゃったように、今の若い人たちはいつでもどこでも情報にアクセスできるというのが大事だと思います。

ぜひ県の方でも知事、検討してもらえれば、非常に重要なことだと思いますので、住みたい県、行きたい県のナンバーワンの長野県ですから、魅力があると思います。

ほかにはいかがですか。

(金子諏訪市長)

何でもいいですか。

(三木会長)

何でも結構です、時間のある限りは。では、金子市長さん。

(金子諏訪市長)

今日お越しいただいている課長さんではない部分ですけれども、国保制度改革が平成30年に向けて進められています。私どもも、この間も新聞に出ましたけれども保険税の値上げを協議会に諮るわけですが、28年度で約2億円くらいの赤字を見込んでい

ます。この影響はいろいろありますけれども、一つには薬、肝炎の高額な薬の保険適用、これは国が決めてくださるわけですが、それが市町村の健保を相当圧迫しているということがあります。そうすると、これを「いけない」というわけではありませんが、やはり国の方にも補充策をお願いしてもらいたいと、それがあってもいいのではないかというのが一つ。

それから、平成 30 年に県が財政運営の主体となるということで予定されておりますけれども、そうした状況の中で多くの国保会計も同様だと思いますが、国保に加入している皆さんというのは、自営業の方もいらっしゃいますけれども、企業の組合を終わって 62、63 歳ぐらいから後期高齢者医療保険に入る 74 歳までの方が多いわけです。その皆さんの支え合いの仕組みなのですけれども、今言ったような状況の中で苦しい状況にあります。それが、この赤字を解消するのに一気にはできないので、恐らく 10 年から十数年かけて赤字解消をそれぞれしようとしているわけです。

県の方では、各市町村国保の赤字の状況が激変緩和の対象の条件にしていくというようなお話も聞こえてきているのですが、現状、これだけ赤字があるということではなくて、その赤字をどのように解消努力しているかというところまで斟酌していただきたいというのが今日のお願いです。現状、これだけたくさん赤字があるから、ちょっとハンデがあるなどというように捉えるのではなくて、解消努力をしていくという姿勢をくみ取ってもらいたいということでございます。

(三木会長)

お話をお聞きするということでよろしいですか。

それでは、宮澤市長さん、お願いします。

(宮澤安曇野市長)

今日は環境部の方もお見えですが、実は、知事さんが副知事の頃、長野県には廃棄物処理事業団があったわけですが、解散をしてしまいました。廃棄物の最終処分場のあり方というのは、今、どこの自治体でも必要性は分かっているけれども反対なわけです。残念ながら私どもも、住民投票で十数票の差で反対が勝ってしまったという経過がございます。私どもは、長野県として各市町村から出る廃棄物は、長野県を一つの自治体として捉えて、長野県全体の自区内処理と捉えて検討していただければありがたいと思います。

特に、私どもの方は県内にはもう 1 か所しかない。あとの企業はもう撤退してしまい、今、小坂町の鉦山の跡地まで貨車で運んでいます。確かに民間へお願いをした方が経費は安いことは安いのですが、実は福井県の敦賀市へ持っていったものは民間事業者による最終処分場が受け入れ許可量の 13 倍も受け入れてしまったということで、福井県が 100 億円もかけて撤去した。全国およそ 60 自治体くらいがそこに入れていた

ということで、私どもも一億数千万円の請求を受けて、今、敦賀市に訴えられているという状況であります。

従って、何とか最終処分場のあり方を、一般の県民から見ればごみという見方で、リサイクルでももちろん資源の有効活用ということも考えられますけれども、最終処分場の課題は恐らくどこの自治体も大変苦勞している課題だと私は捉えております。実は、阿智村の関係では上流部に県の方で土地を買ってある。下流の飯田市さんがいろいろ大変かもしれませんが、今の技術からすればそれほど公害も出ないシェルターがあるので、何とか県が関与した形の中で対応を一緒に考えていただければと思います。

(三木会長)

それも重要な問題ですから、御検討いただくということでお願いします。

ただ、私も思いますは、私どもも一般廃棄物の最終処分場をやったのですけれども、産廃は県の業務だという考え方があるのですけれども、本当は市町村でそれぞれ悩んでいることを県で聞いていただいて、その悩みを解決するのにお互いの情報共有ができれば大変ありがたいと思うのです。ほかにいかがですか。あとお一人だけ。

(今井岡谷市長)

いいですか。

それではこれはPRでございます。皆さんに聞いていただきたいので。スポーツ課長さんもいらっしゃるものですから。

先ほど国体の話がございましたが、1月に「ながの銀嶺国体」が開催されます。いろいろな地域でやります。私どものところでもアイスホッケーなどをやらせていただきますので、ぜひ、県を挙げての皆さんの御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ来てください。よろしくお願ひします。

(三木会長)

確かに、この間スピードスケートを見にいったら、子供たちはすごく喜んでますから、一流のそのようなものを見るのも大事ですね。またお願いします。

ほかにいかがですか。では、最後に知事、何かございましたらお願いします。

(阿部知事)

私の方からもぜひ「ながの銀嶺国体」、御支援のほどよろしくお願ひします。ありがとうございます。

それから、国保の話と廃棄物の話がありましたけれども、いずれも、国保は市町村から少し県の関与が増えてくる話ですし、宮澤市長の御提案は「もっと県が関われ」というお話でした。

冒頭、私は「県と市町村の関係性が今のままで本当にいいのだろうか」ということを人工内耳の例を持ち出してお話をさせていただいたのですけれども、三木市長からもお話があったように、とにかく行政は「ここまでがうちの仕事」「ここから先はお宅でしょ」ということで、あまりお互いのところをあえて見たくないという形で仕事をすることが多いのではないかと、というのが私の感覚ですが、それは変えなければいけないのだろうと。

県民の目線から見たときには、「ここからここまでが市町村の事務で、ここからここまでが県の事務」などということを精緻に分かっていらっしゃる方はほとんどいないし、分かっていることがいいことだとも私はあまり思わなくて、むしろちょっとずつ相互乗り入れしながら全体最適をお互い考えていくということが望ましいのだろうと思います。

そのような意味では、先ほどの「県と市町村との協議の場」で前回私どもの方がお示ししたのは、パスポート、旅券業務の話など、極めて限定的です。実は、事務的に照会して市町村から出てきているのがあのよう形だということで私は認識しているのですが、県と市をどうするかという話は、本当は事務方だけの発想では本来的な問題は出てきません。

ですから、今出ていたような話も含めて、市町村長の皆様が、日頃、仕事をしていて、「もうちょっとここは県が踏み込むべきじゃないか」、「ここは県と市町村がもっと協力してやった方がいいのではないか」ということが私もありますので、市町村長の皆さんも多分いろいろあると思うのです。そのようなものは投げかけていただいて、ぜひ一緒になっていろいろ考えていける関係にしていきたいなと思いますので、三木市長の方でその辺をお取り計らいいただければありがたいなと思っております。

(三木会長)

今おっしゃるとおり、ただ単に県に頼るのではなく、県と市、町村もそうですけれども、一緒になって県づくりをしていくことが大事かなと思います。

一つ例を上げますと、知事の後ろに堀内市町村課長が座っていらっしゃるのですけれども、三セクのことで各市町村が非常に悩んでいるというのを堀内課長が聞きまして、三セクで本当に悩んでいたりと、成功した事例がある市町村の担当者を集めて意見交換会を開催するというのを耳にしました。

そのような取組ができると市町村の職員にとっても非常にありがたいと思います。今の産廃の問題もそうだと思いますし、先ほど加藤市長が言われた求職の問題もそうだと思います。また、大所高所からそのような問題を取り上げて県と市町村とで話し合えればありがたいと思います。

それでは、まだ御意見はあろうかと思いますが、時間となりましたので、この辺で懇談会は終了させていただきます。

一つだけ最後にお願いしたいのは、これは県と市町村が一緒にやらなければいけないのですが、地方交付税の削減や三位一体の消費税が繰り延べになったことによりまして、社会保障が非常に、先ほどの国保の関係や介護保険の関係が厳しくなっております。県民、市町村民の皆さんにおかれては、まだ大丈夫だという気がありますけれども、交付税が削減されたり消費税率が10パーセントにならなかったということは、非常に地方公共団体の財政にとってはゆゆしきことだと思いますので、その点につきましても、本当に県と市町村が足並みをそろえてやっていくことが大事ではないかと思っております。

今日は、阿部知事をはじめ県の皆さんには、真摯な御回答をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

5 閉 会

(市川事務局長)

それでは、長時間にわたり御懇談いただきました。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了させていただきます。

どうぞお気をつけてお帰りください。